

長浜市議会告示第2号

長浜市議会市立長浜病院再編・経営形態検討プロジェクトチーム設置要綱を次のように定める。

令和8年10月22日

長浜市議会議長 中川 リョウ

長浜市議会市立長浜病院再編・経営形態検討プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 市立長浜病院の再編及び経営形態に関する議会内での調査、研究並びに協議検討を行い、論点及び意見を整理することを目的として、長浜市議会市立長浜病院再編・経営形態検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

2 プロジェクトチームは、議会としての意思を決定する機能や権限を持つものではないものとする。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトチームの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市立長浜病院の再編及び経営形態に関する協議及び検討に関すること。
- (2) 前号の協議及び検討の経過、論点及び意見を整理し、議長に報告すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、構成員10人以内をもって組織する。

2 構成員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 議長
- (2) 副議長
- (3) 各会派から選出された者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、議長が必要と認める議員

(任期)

第4条 構成員の任期は、令和9年2月28日までとする。

2 前条の構成員が交替した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 プロジェクトチームに座長及び副座長を置く。

2 座長は、議長をもって充てる。

3 座長は、公正公平かつ中立の立場で会務を総理し、プロジェクトチームを代表する。

4 副座長は、副議長をもって充てる。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 プロジェクトチームの会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、公開するものとする。ただし、座長が会議に諮って非公開とすることができる。

4 会議の経過及び結果については、必要に応じて全議員で共有するものとする。

(検討結果の取りまとめ及び報告)

第7条 プロジェクトチームは、検討の経過及び結果を取りまとめるに当たっては、各会派の意見を尊重するとともに、論点、一致した事項及び意見の相違を明らかにした上で、議長を通じて市長に報告するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年10月22日から施行する。

(告示の失効)

2 この要綱は、令和9年2月28日限り、その効力を失う。